



## 防犯対策、やるなら今でしょ!



**荒川区では、区内の販売店や設備業者を利用して、防犯対策品の購入・修繕をした場合、費用の半額(上限あり)を支援します。**

### 「荒川区住まいの防犯対策補助金交付制度」

防犯対策品・住宅設備の種別		補助金上限額
戸建て住宅	防犯カメラ	上限2万円
	録画機能付きインターホン	上限7千円
	玄関ドア 防犯性の高い錠・補助錠、サムターンカバー・ロックカバー、ガードプレート等の取り付けまたは交換	上限5千円
	窓 ・防犯フィルムの貼り付け ・補助錠の取り付けまたは交換	
その他 センサー、センサー付きライト、ダミーカメラの取り付けまたは交換		
共同住宅 (住宅数が6戸以上)	防犯カメラ *共用部分における防犯カメラの設置が補助対象となります	上限15万円

対象者: 荒川区に住民登録があり、現に居住している方  
補助金額: 費用の半額(100円未満は切り捨て)  
\*補助金上限額は左記表を参照してください。

必要書類: ①申請書  
(区生活安全課で配布しているほか、区ホームページからもダウンロードできます。「荒川区住まいの防犯対策補助金交付制度」でサイト検索してください。)  
②領収書(平成30年4月1日から平成31年3月29日までの間に発行したもの)  
③印鑑(認印)  
④口座番号がわかるもの(補助金は口座振替になります。)\*借家等にお住まいの方は、所有者(家主、管理人等)の同意書が必要です。

条件: 区内の販売店や設備業者を利用した場合に限ります。  
注意事項: ①平成30年4月1日～平成31年3月29日に購入、設置した経費が対象になります。  
②平成31年度分の申請は、平成31年4月1日(月)より受付開始します。  
③申請は年度内に1回までとなります。  
④複数の対策を講じた場合は、いずれか1つの対策が補助金申請の対象となります。

**申請期限: 平成31年3月29日(金)**



**空き巣、詐欺犯人、  
悪質セールスの撃退に効果絶大!**

**備えあれば憂いなし!  
防犯対策万全で  
被害ストップ!!**

お問い合わせ先  
荒川区区民生活部生活安全課生活安全係  
〒116-0002 東京都荒川区荒川2-25-3 防災センター3階  
TEL: 03(3802)4652

自転車は車のなかまです。原則として車道の左側を通行します。

例外として歩行者用の道路(歩道)を通行できる場合があります。



生活安全課交通安全係

### 自転車が歩道を通行できる場合

- ① 歩道に「自転車通行可」の標識がある場合
- ② 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な方が運転している場合
- ③ 道路工事や駐車車両などのために、車道の左側部分を通行することができない場合
- ④ 自動車などの交通量が多い、車道の幅が狭いなどにより、自動車との接触事故の危険がある場合
- ⑤ その他安全のためにやむを得ないと認められる場合  
[道路交通法第63条の4、道路交通法施行令第26条]



「自転車通行可」の標識



# 自転車で歩道を通行する際にはルールがあることをご存知ですか？

## ◆ 歩道を通るとき ◆

歩行者が多いときは、**自転車から降りて**通行しましょう  
※ベルを鳴らして道をあけさせたり、スピードを出して追い抜くことは**禁止**です

自転車は、左右どちらの歩道でも、**車道寄り**を**ゆっくり**通行しましょう



自転車同士がすれ違うときは、お互いに**左**によけてすれ違いましょう

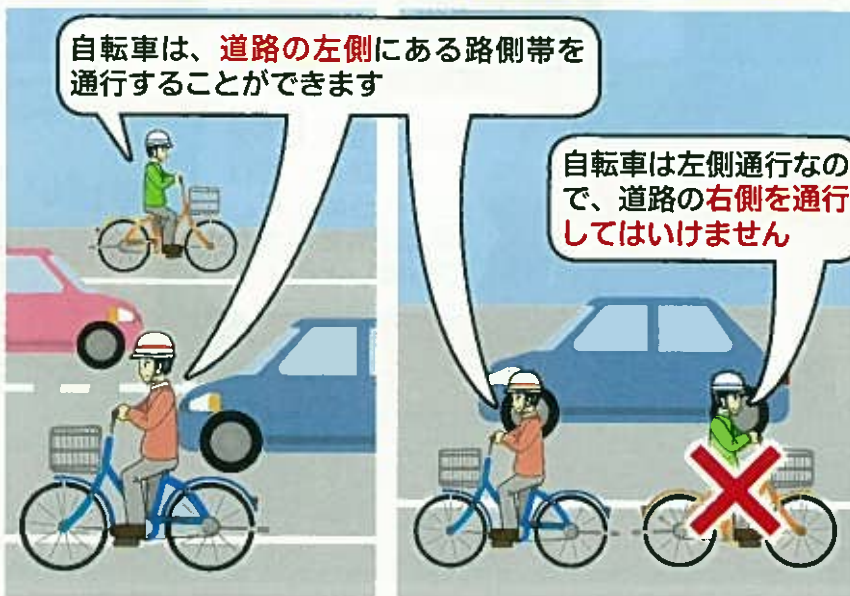
## ◆ 路側帯を通るとき ◆

路側帯が両側にある場合

路側帯が片側のみの場合

自転車は、**道路の左側**にある路側帯を通行することができます

自転車は左側通行なので、**道路の右側**を通行しては**いけません**



歩道と同じく、**歩行者優先**で通行しましょう

## ◆ ヘルメットをかぶりましょう ◆

自転車事故で死亡した人の**約8割**が、**頭部に致命傷**を受けています。ヘルメット非着用時の致死率は、ヘルメット着用時の**約3.3倍**です。**保護者は、13歳未満の子どもにヘルメットをかぶせるよう努めなければなりません**(道路交通法第63条の11)。



## ◆ 電動アシスト付自転車で歩道を通行する場合 ◆

電動アシスト付自転車は通常の自転車よりも**重く**、ぶつかるととても危険です。歩道では特に**歩行者に気を付けて**、**スピードを出さず**に通行しましょう。



## ◆ 区民交通傷害保険 ◆

区が窓口となっている保険で、少額の保険料で加入することができ、日本国内・国外を問わず車両による交通事故によりケガ等をした場合に、入院や通院治療日数に応じて保険金をお支払いします。交通事故の加害者となった場合に損害賠償金等をお支払いする「自転車賠償責任プラン」にも加入することができます。

申込期間	毎年2月～3月(年度途中での加入不可)	保険料	1,000円～3,300円(年額)
保険期間	加入年の4月1日午前0時から翌年の3月31日午後12時まで(1年間)	保険金	交通傷害は150万円～600万円 自転車賠償は1億円(支払限度額)
申込先	区内の各金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、区役所3階区民交通傷害保険窓口(区民課)	問合せ	区民課区民交通傷害保険窓口 電話03(3802)3111(内線3782)



平成31年度の申し込みは平成31年3月29日(金)まで ※金融機関での申し込みは3月15日(金)まで